

自転車の幼児用座席に乗車可能な年齢が 6歳未満から小学校入学までに拡大！！

これまでは、奈良県道路交通法施行細則により、自転車の幼児用座席に乗車可能な者は「6歳未満の者」とされていましたが、令和2年10月1日からは「**小学校入学までの者**」へと制限が緩和されました。

幼児二人同乗用自転車って？



運転者のための乗車装置及び2つの幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を有する自転車のことです。

このSGマーク、
BAAマークが付いてる
自転車がおすすめね！



幼児二人同乗用自転車の特徴は？

幼児二人同乗用自転車は、

- ① 十分な強度
- ② 十分な制動性能
- ③ 駐輪時の操作性・安定性
- ④ フレーム等の十分な剛性
- ⑤ 走行中の振動防止
- ⑥ 操縦性、操作性、安定性の確保

の6つの基準全てを満たしたもので、このような自転車には、SGマーク、BAAマーク等の車体の安全性等を示すマークが付いています。



乗るときには、どんなことに注意したらいいの？

①子どもには必ずヘルメットを着用させましょう。また、頭のサイズに合ったもので、あごひもも忘れずに着用させてください。
(道路交通法第63条の11)

②幼児の同乗用自転車に幼児を乗せることができるのは、16歳以上の者です。
(奈良県道路交通法施行細則第13条)

一般財団法人製品安全協会「自転車用幼児用座席のSG基準」

【前形】

- ・体重15kg以下
- ・年齢1歳以上4歳未満
- ・目安身長100cm以下



【後形】

- ・体重22kg以下
- ・年齢1歳以上小学校就学の始期に達するまでの者
- ・目安身長115cm以下

製品ごとに体重の上限や目安身長が定められていますので、使用前に確認しましょう。

奈良県警察



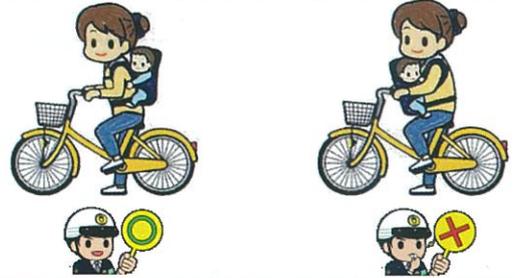
自転車に子どもを乗せて 二人乗りする場合の注意点

Q1. 幼児を幼児用座席に乗せるには



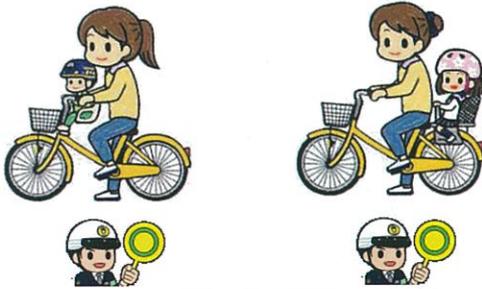
A1. 16歳以上の者でないとダメ

Q2. 幼児をおんぶする。だっこする。



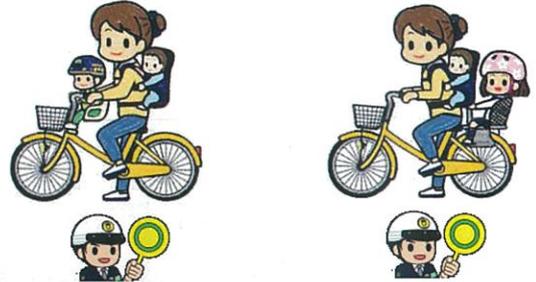
A2. ひも等で確実に背負えばOK
だっこするのは、ダメ

Q3. 幼児を幼児用座席に乗せるには



A3. それぞれ適性な乗車なのでOK

Q4. 幼児をおんぶしながら、幼児用座席に乗せて大丈夫？



A4. それぞれ適性な乗車なのでOK

Q5. 幼児をだっこしながら、幼児用座席に乗せて大丈夫？



A5. だっこするのが、ダメ

Q6. 幼児二人同乗用自転車ですが



A6. 右は4人乗りになるのでダメ

奈良県道路交通法施行細則第13条で定められています。
～自転車は安全に正しく乗車してね～

